

別紙 10

要綱や要領を確認の上、ご署名ください。
一部委託を行う場合は委託先にも申請される法人が責任をもって確認してください。

誓約書

令和 4 年 1 月 1 日

埼玉県知事

申請法人等所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3-15-1

申請法人名 株式会社こぼとん

代表者職・氏名 代表取締役社長 埼玉こぼとん

1 申請者が下記のいずれにも該当しないことを

誓約します ・ 誓約しません

■埼玉県介護員養成研修事業指定要綱第 3 条第 2 項 抄

- 七 申請者又は申請者の代表者が、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）又は政令第 3 5 条の 2 に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受ける者ではないこと。
- 八 申請者又は申請者の代表者が、本県又は他の都道府県により研修事業者としての指定を取り消された者又はその取消しの日から起算して 5 年を経過していない者ではないこと。
- 九 申請者又は申請者の代表者が、介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消された者又は、その取消しの日から 5 年を経過していない者ではないこと。
- 十 申請者又は申請者の代表者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての定を取り消された者又はその取消しの日から起算して 5 年を経過していない者ではないこと。
- 十一 申請者又は申請者の代表者が介護員養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善報告、改善命令その他処分を受け、その内容についての改善がなされていない者ではないこと。

■埼玉県介護職員初任者研修事業指定要領第 2 第 6 項

- (1) 納付すべき所得税、法人税、消費税、道府県民税、市町村民税、都民税、特別区民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 7 4 条第 2 項に規定する社会保険料をいう。）並びに労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 4 4 年法律第 8 4 号。以下「徴収法」という。）第 1 0 条第 2 項に規定する労働保険料をいう。）の納付を適正に行っていない者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者。
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年度法律第 1 5 4 号第 1 7 条の規定に基づく公正手続き開始の申立てが行われている者）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条第 1 項の規定に基づく再生手続き開始の申立てが行われている者。

※自治体が直接実施する場合は、上記誓約は必要ありません。

2 埼玉県介護職員初任者研修事業者の指定を受けるにあたって、埼玉県介護員養成研修事業者指定要綱、埼玉県介護職員初任者研修事業要領その他関係法令等を遵守することを

誓約します ・ 誓約しません